

副 本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原 告 深澤洋子外43名

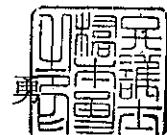
被 告 東京都知事外4名

証 披 説 明 書

平成18年10月17日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 橋 本



被告ら指定代理人

中 村 次 良

同

貫 井 彩 露

同

本 多 教 義

同

藤 本 清 孝

同

前 田 康 行

同

吉 野 正 稔



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

森 田 雅 文

同

吉 原 信 貴

同

井 上 學

被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人

後 藤 謙 二

同

小 谷 健

同

玉 田 嘉 喜

同

大 和 田 隆 夫

同

大 坪 安 則

同

内 野 祐

同

向 山 公 人

被告東京都財務局経理部総務課長指定代理人

鳥 海 正 富

被告東京都水道局長指定代理人

杉 山 芳 彦

同

徳 永 宏 幸

同

藤 代 将 彦

同

牧 田 嘉 人

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙109	グラウチング 技術指針・同 解説		写し	H15. 7. 31 財団法人国土 技術研究セン ター	<p>① (巻末24頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム建設に際しては、基礎岩盤の遮水性を改良するため、グラウチングなどの基礎処理による基礎地盤の改良工事が行われることが多いこと。</li> <li>・ハッ場ダムで採用されているカーテングラウチングとコンソリデーションラウチングの内容</li> </ul> <p>② (32頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新グラウチング技術指針において、重力式コンクリートダムのカーテングラウチングの改良目標値が一律に設定された数値から、深度に対応した数値に変更になったこと。</li> </ul> <p>③ (23頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新グラウチング技術指針において、重力式コンクリートダムのコンソリデーションラウチングの改良目標値が、目的に応じて異なる数値に設定されていること。</li> </ul>
乙110	ハッ場ダム事 業費変更内容 (案)(記者発 表資料) (抜粋)		写し	H15. 11. 20 国土交通省 関東地方整備 局河川部	ハッ場ダムにおいて、基礎岩盤の遮水性を改良するため、カーテングラウチングとコンソリデーションラウチングが採用されていること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙111	国総研アニュ アルレポート 2003 「施策への反 映『グラウチ ング技術指 針』の改訂」部 分(抜粋)		H15 写し	国土交通省 国土技術政策 総合研究所	平成15年4月から運用されて いる新グラウチング技術指針に 係る改訂経緯及びその内容
乙112	第7回八ヶ場 ダム・湯西川 ダムコスト縮 減技術委員会 (八ヶ場ダム) (記者発表資 料)		H18.9.28 写し	国土交通省 関東地方整備 局	<p>①平成18年9月28日に開催された、国土交通省関東地方整備局が設置した「八ヶ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会」において、国土交通省は、横坑調査の結果、右岸上流の変質体の分布状況を把握できたことから、堤体基礎が変質帯にかからない範囲で、右岸側のダム軸を上流側に20m移動させたダム軸を提案し、同委員会に了承されたこと。</p> <p>②岩盤のせん断強度について、平成18年9月28日に開催された「八ヶ場ダム・湯西川ダムコスト縮減技術委員会」において、国土交通省は、せん断試験、横坑調査の結果に基づく岩級区分の見直しにより、当初の見込みより基礎岩盤の強度が高いことが判明し、ダム基礎標高を15m上げることが可能と確認したと説明し、同委員会に了承されたこと。</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙113	日刊建設工業新聞(H18.9.29朝刊)	写し	H18.9.29	日刊建設工業新聞社	同上
乙114	建設通信新聞(H18.9.29朝刊)	写し	H18.9.29	日刊建設通信新聞社	同上
乙115	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 同解説 設計編[I] (抜粋)	写し	H9.11.25	社団法人日本河川協会	<p>① (180頁ないし181頁)            • 地盤改良後の基礎地盤の一部に基準値よりも高い値を示す部分があったとしても、そのことから直ちに当該地盤がダム建設に不適当な地盤であることにはならないこと。</p> <p>② (175頁)            • グラウチング工法が地盤改良の工法として一般的に採用されている工法であること。</p> <p>③ (176頁ないし178頁)            • 「河川砂防技術基準(案) 同解説 設計編[I]」の断層とせん断強度に対する記述に基づき、ダム堤体の右岸袖部直下に断層が存在することの危険性に係る原告らの主張について(同書面53頁10行目ないし21行目)、原告らが引用する同書の記述は、八ヶ場ダムのような重力式コンクリートダムに関するものではなく、主としてアーチ作用により貯水池の水圧荷重を両岸の基礎岩盤を伝達し基礎岩盤のせん断抵抗により抵抗す</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
					るアーチ式コンクリートダム に関する記述であること。
乙116	改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案) 同解説 調査編(抜粋)	写し	H16.8.10	社団法人日本河川協会	地質調査は、ダム建設に必要な基礎的調査として行われているものであること。